

令和7年度第3回水俣市上下水道事業審議会

- 1 日 時 令和8年3月25日（水） 午後3時
- 2 会 場 水俣市役所4階 委員会室1、2
- 3 出席者 9名
欠席者 2名
- 4 事務局 7名
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 上下水道料金等の改定(案)について
 - (3) 質疑応答及び意見・提言
 - (4) 閉会

開会：午後3時

○司会

定刻となりましたので、第3回水俣市上下水道事業審議会を開会いたします。

まず、御手元の配付資料の確認をお願いいたします。本日の会議次第、水道料金改定案及び『みなまた・水・品質向上計画（案）』、下水道使用料の改定案及び『水俣市公共下水道事業経営戦略（案）』を御用意いたしております。皆様御手元のほうにそろっておりますでしょうか。

はい。よろしいですかね。では早速ですが、進行のほうよろしくをお願いいたします。

○会長

本日、委員11人中、8人が御出席されておりますので、水俣市上下水道事業審議会条例第7条第2項の規定に基づき、本審議会が成立することを御報告いたします。

それでは、次第に従って次の進行をさせていただきます。前回、今回3回目ですので、前々回の審議会におきまして、人口減少に伴い、給水収益及び使用料収入の減少は見込まれております。水道事業、公共下水道事業ともに、厳しい経営状況であることから、料金改正の必要性につきまして、事務局の説明を受けてまいりました。今回の議事は、上下水道料金の改定案について、料金改定率を決定していただき、市長へ答申しますので、議員の皆さんの慎重な御審議をお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。よろしくをお願いいたします。

それでは、上下水道料金等の改定案につきまして御説明させていただきます。

前回の審議会の中で、料金改定率につきまして、【案②】と【案③】のどちらかに決めていただくよう、御説明してまいりましたが、委員から、基本水量制の廃止により、8㎡までの使用者の負担が大きくなり過ぎるのではないかと、また、平均改定率10%増で、今

後経営を賄うことが可能なのかなど、いくつか懸念されることがありましたので、今回新たに【案④】を御提案させていただきます。

それでは、水道料金等につきまして御説明いたします。資料は、まず『①水道料金等改定案』を御覧ください。

1番左の【現行】は、条例上の料金体系、その右にあります【案②】と【案③】は、前回審議会におきまして御説明いたしました基本水量制を廃止し、基本料金と従量料金を完全に分離して、1 m^3 から従量料金が適用される仕組みとなっております。

平均改定率が、【案②】が10.15%増、【案③】が14.89%増となります。

今回新たに御提案いたします1番右の【案④】につきましては、基本料金は現行と同じく850円、1 m^3 から従量料金となり、8 m^3 までは1 m^3 につき30円、9 m^3 以上はそれぞれ10円増額し、20 m^3 までは1 m^3 につき140円、21 m^3 から50 m^3 までは1 m^3 につき150円、51 m^3 以上は1 m^3 につき160円で算定しましたところ、平均改定率が12.39%増となります。

次に、熊本県内及び近隣自治体との比較につきまして御説明いたします。資料は、『②水道料金等各自治体比較表』を御覧ください。

前回の審議会の中で説明しました【案②】、【案③】の隣に【案④】を追加させていただいています。表の見方としましては、算定された水道料金と、メーター使用料の合計価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額となっております。

また、次の資料の『水道料金等（メーター口径13mm）比較表』では、【案④】の基本料金、10 m^3 、20 m^3 の水道料金等を他自治体と比較しており、熊本県内14市におきましては、金額の高いほうから順位をつけております。

それでは、『水道料金等（メーター口径13mm）比較表』【案④】を御覧ください。

【案④】は、基本水量制を廃止し、1 m^3 から従量料金が適用されることになり、かつ、9 m^3 以上の従量料金をそれぞれ10円増額しておりますので、10 m^3 の水道料金等は、熊本県内14市平均値と同程度、近隣の類似団体平均値を上回るようになりますが、20 m^3 では、いずれも下回っております。

次に、「第4次水俣市水道事業経営方針及び中長期計画」の改定につきまして御説明いたします。資料は、『みなまた・水・品質向上計画（案）』を御覧ください。

第1回審議会で、本計画の概要につきまして御説明してまいりましたが、今回修正か所には二重下線を引いておりますので、順番に御説明いたします。

まず1ページ、1. 計画査定策定の背景と目的及び計画期間、（2）計画期間につきまして、水道料金、下水道使用料ともに令和9年度料金改定する計画ですので、整合性を図るため、公共下水道事業と同じ令和14年度までとし、期間を2年間延長します。

次に2ページ、2. 事業概要（1）事業の現況につきまして、数値を令和6年度末現在の数値に修正します。

次に3ページ、④組織につきまして、令和7年4月現在の組織図に変更します。

（2）これまでの経営健全化等の取組では、組織統合、機構改革により職員を削減しましたの一文を追加しております。

（3）経営企画分析表を活用した現現状分析では、最新の令和6年度決算を添付してお

ります。

次に5ページ、3.将来の事業環境(1)給水人口の予測、(2)水需要の予測につきましては、平成27年度から令和6年度までは実績値、令和7年度以降は予測値として、グラフの数値を修正しております。

次に、6ページ、(3)料金収入の見通しにつきましては、平成27年度から令和6年度までは実績値、令和7年度以降は予測値として、グラフの数値を修正し、それぞれの条件における収支の見込み、建設改良費の積み立て、財源の見通しの記載を修正しております。

また、再度シミュレーションを行った結果、10%の料金改定という文言を10%以上に改定しております。

次に8ページ、(4)施設の見通しにつきましては、施設利用率を令和6年度決算値に修正し、令和8年2月に改定されました、「水道施設再構築計画」に基づき内容を変更しております。

次に12ページ、6.投資・財政計画(2)投資財政計画(収支計画)の策定方針における①投資についての説明があります、目標の実績値を令和6年度決算に修正しております。

また、②の財源についての説明では、令和7年度以降の予測値から算出された目標値に変更しております。

次に13ページ以降につきましては、現況に見合った文言に修正しております。

16ページ、7.中長期計画及び経営戦略の事後検証、改定等に関する事項につきましては、水俣市公共下水道事業経営戦略の文言と統一するよう修正しております。

最後に、別紙の「投資・財政計画(収支計画)」につきましては、今回添付はしていませんが、料金改定率の決定後に修正して添付するよういたします。

水道事業につきましては、説明は以上です。

続きまして、下水道使用料につきまして御説明いたします。資料は、『①下水道使用料改定案』を御覧ください。

1番左の【現行】は条例上の料金体系となります。その右にあります【案②】と【案③】は、先ほど御説明いたしました水道料金等改定案と同様に、基本水量制を廃止し、基本料金と、1 m^3 から超過使用料が適用される仕組みとなっております。

前回審議会で御説明した内容と同じように、平均改定率は、【案②】が10.68%増、【案③】が14.16%増となります。

今回新たに御提案いたします【案④】につきましては、基本料金は現行と同じく1,150円、1 m^3 から超過使用料となり、8 m^3 までは1 m^3 につき40円、9 m^3 以上はそれぞれ10円増額し、20 m^3 までは1 m^3 につき185円、21 m^3 から50 m^3 までは1 m^3 につき195円、51 m^3 以上は1 m^3 につき210円で算定しましたところ、平均改定率が12.16%増となります。

次に、熊本県内及び近隣自治体との比較につきまして御説明いたします。資料は『②下水道使用料各自自治体比較表』を御覧ください。水道料金の比較表と同様に、【現行】、【案②】、【案③】の横に、【案④】を追加しております。

表の見方としましては、算定された下水道使用料に、消費税及び地方消費税相当額を加

算していただくこととなっております。

また、次の資料の『下水道使用料比較表』では、【案④】の基本料金、10m³、20m³の下水道使用料を自治体と比較しており、熊本県内14市におきましては、金額の高いほうから順位をつけております。

それでは、【案④】を御覧ください。基本水量制を廃止し、1m³から超過使用料が適用されることになり、かつ、9m³以上の超過使用料を、それぞれ10円増額しておりますので、10m³、20m³の下水道使用料は、熊本県内14市平均値及び近隣の類似団体平均値を上回るようになります。

前回の審議会で、委員から費用の面で御質問がありました、合併処理浄化槽の維持管理につきましては、年3回以上の保守点検、年1回以上の清掃、年1回の法定検査が必要となります。環境課の資料によりますと、水俣市には2社管理業者がありまして、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額で、点検費が1回につき4,400円、清掃費が1回につき35,200円、法定検査費が4,200円となり、1年当たりの維持管理費は最低でも52,600円、一月当たりで換算しますと、4,383円となります。

4人家族の平均使用水量であります約20m³で下水道使用料を計算しますと、条例上の【現行】が3,575円、【案④】に改定した場合は、4,059円となります。料金体系が異なるため、単純に比較することは難しいですが、料金改定により、処理区域外に住んでおられる方との差が、多少なりとも縮まるのではないかと考えております。

次に、「水俣市公共下水道事業経営戦略」の修正につきまして御説明いたします。資料は、『水俣市公共下水道事業経営戦略（案）』を御覧ください。

本計画につきましても、水道事業と同様に、第1回審議会において概要を御説明してまいりましたが、今回、修正か所には二重下線を引いておりますので、順番に御説明いたします。

まず1ページ、1.事業概要（1）事業の現況につきまして、数値を令和6年度末現在の数値に修正します。

次に2ページ、③組織につきまして、令和7年4月現在の組織の状況に修正しております。

次に3ページ、（3）経営企画分析表を活用した現状分析では、最新の令和6年度決算を添付しております。

次に4ページ、2.将来の事業会計環境（1）処理区域内人口の予測、（2）有収水量の予測につきましては、平成27年度から令和6年度までは実績値、令和7年度以降は予測値として、グラフの数値を修正しております。

次に5ページ、（3）使用料収入の見通しにつきまして、平成27年度から令和6年度までは実績値、令和7年度以降は予測値として、グラフの数値を修正しております。

また、再度シミュレーションを行い、水道料金と同様に10%の料金改定という文言を10%以上に改定しております。

6ページ以降につきましては、令和6年度末現在の数値に修正しております。

最後に、別紙の「投資・財政計画（収支計画）」につきましては、水道事業等同様に、料金改定率の設定後に修正して添付をする予定となっております。

説明は以上となりますが、冒頭で木戸会長の申し上げましたとおり、本日の審議会で、

水道料金、下水道使用料それぞれの料金改定率を決定し、市長への答申と考えておりますので、委員の皆様の慎重な御審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長

はい。ありがとうございます。ただいま事務局から説明していただきましたが、内容等につきまして、何か御質問等ございましたら発言をお願いいたします。どうぞ。

○委員

はい。今回、第4案というのが新しくなっておりますが、この4案の12.39%増っていうこれで実際回っていくのか、というところをちょっとお答えください。

○事務局

はい。今回ですね、前回の審議会の中で委員の方からですね、10%で本当に足りるのかっていう御質問もあったので、今回、再度見直しまして、あと、委員の中でありました8㎡までの方の負担がちょっと大きくなり過ぎるのではないかっていう懸念もありましたので、今回、まず【案④】につきまして、今まで基本料金1㎡から8㎡までを40円という単価で設定しておりましたところ、今回の【案④】におきまして、10円下げて30円に設定し、その分当然、料金の上がり幅が下がりますので、9㎡以上を各10円ずつ増額した形で12%っていうところを、水道、下水道ともに大体12%ぐらい、ちょうど中間地点ぐらいのところ、案を御提案させていただいたんですけれども、今回、シミュレーションしましたところ、10%ではどうしても5年間もたないんじゃないかというところでしたので、実際15%っていうところも御提案させていただいて、15%の場合だったら、十分に安定した経営が成り立つというところなんですけど、やはり改定率が高くなりますと、市民にかかる負担をどうしても大きくなりますので、今計画をしております令和14年度までを計画期間としてますので、14年度までを一応純利益が黒字になるような形で計算をし、12%増であれば、令和14年度までは十分に純利益が出るっていうところで再度計算しております。以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。よろしいですか。ほかに質問ございましたらどうぞ。はいどうぞ。

○委員

少し安心したような気持ちになりましたけども、ちょっと付随して質問なんですけども、下水道関係に関係してくると思うんですけども、雨水ポンプの修理費というのも入ってますよね。多分、というのは、今牧ノ内とか丸島のほうであると思うんですけども、雨水ポンプ、先ほどの資料でいくと、もう40何年やってるということでその都度、多分修繕してきておられると思うんですけども、雨水ポンプに関わるようなことで水道局ではないかも分かりませんが、下水、ごめんなさい道路の側溝の水はけがよくないというようなこともありまして、なぜかという側溝にもうゴミとかかいたまわって、通常の容積

の半分以下でしか水が流れないような、そういった地区が特に丸島とかこういう低いところに発生しているんじゃないかと思うんですけども。そういったところの関係で、雨水ポンプの修繕でこれからも非常に修繕料というのか、雨水ポンプの活躍が非常に見込まれるようなことになってくると思うんですけど、その辺の特別というか、緊急な場合の予算とか、そういったものを、計画っていうのはとくににありますでしょうか。

○事務局

はい。今御質問にありました雨水ポンプ場の維持管理費に関する、雨水ポンプ場だけでなく、雨水の管渠に関する維持管理費につきましては、主に雨水処理負担金ということで、下水道使用料は反映しておりません。あくまで防災に関わる部分ですので、総務省が定めております繰入れ基準の中に、雨水処理に係る費用というのは、全額一般会計からの繰入金ということで、一般会計から繰入れてもらってますので、下水道使用料っていうのは使っておりません。

維持管理に関しては、そういったところなんですけれども、今度は更新ですとか、新しくつくるといような建設改良費っていう部分はですね、4条の資本的収入の中で、国庫補助金ですとか、企業債の借り入れですとか、そういったものを使って、新たに新設ですとか、改良っていうのは行っております。ですから、あくまで、新たにつくる部分っていうのは、まだ財源は別になりますので、維持管理にかかる部分っていうのは、一般会計からの雨水処理負担金という形で繰入れますので、下水道使用料は、そこには含まれておりません。はい。

あと、雨水の維持管理に関しては環境の維持管理に関しては下水道工務係のほうから。

○事務局

下水道工務係です。先ほど言われた水路の維持管理はですね、職員で点検しながら、目についたところは、土砂揚げしたりはするんですけど、なかなかほかの業務もあって、手が回らないというところがあります。あと、余りにも大々的にたまってるところについては、次年度の予算ということで、業者さんをお願いする部分でちょっと、予算を組んでですね、次年度、雨季が始まる前に浚渫というか、土砂取りを行ったりはします。

あとは、道路側溝と水路というちょっとこう、細かい話をすれば、土木とですね、下水のほうで協力しながら、また、それぞれまた現場で作業する方とかもいるので、そういった中でまた、あわせて草刈りしたり、土砂でしたりとかそういったすることはあります。

それですね、今まではどうしてもまだ昔はですね、地区の方たちで、6月前後に地区の人たちで集まって掃除をしていただいたのが、すごい助かってたんですが、どうしても最近では、皆さんおっしゃられるのが高齢化してるといいうところで、なかなかできないといいうところは、聞いております。我々もできるだけ、雨季前にしたいという気持ちはあるんですけども、全ては正直、対応はできてきていないとは思いますが。

○委員

追加していいですか。側溝とかなんかの掃除のときに、昔はいつまでかよく、いつ頃か分かりませんが、昔の場合は消防車にくっついてそのホースから、側溝を掃除して

いたと。道路側溝にそういうことができなくなると聞いて、残念だなと思っているんですけど、そういった掃除の仕方について何かありませんか。流すとえらいはやくて。

○事務局

私も以前は聞いたことあるんですけど、私も、入った頃ぐらいからは使えないというのだけしかちょっと正直聞いてはないんですけど、消防法でですか。

○会長

関連して、できないという話と、いやできるんだよって話を聞くんですよ。そこは曖昧さがですね、あって、地域としては環境週間に合わせて、それは一つできてるし、例えば、水のところにやっぱこう、道路の下、暗渠がかかったりしとるんですよ。水のところにやっぱそこは人が入っていけないところとかやっぱあるわけですね。構造上ですね。自分たちでそれを通されるけどやっぱ通れないところでもぐっていかないといけないところあるので、やっぱそういうところはもう、防災と、それは水のほうとか消火栓を持ってるところ水道とか、そういうところで、なんかもやれないという前提になってるので。やる方法があれば、やっぱりそういうところ、やれる方法というのがあれば教えてもらえばなあ、助かるなあ、何かいい方法があればなあと地元の方は思っておられるんじゃないかと。

○事務局

ありがとうございます。

○会長

はっきりした答えがね、どこからもでてこんとたいね。

○委員

本当に道路の側溝、開けられないほど固まってしまってますね、なかなか開けられないんです。

○会長

逆流しとっと。中で土砂がもう壁ができて逆流、こっちに流れんばんとが、壁ができてもどっと。やっぱそういうのもって、やっぱりそういうの分野、土木とかね、側溝とかそういうところで、役所で簡単にもうちょっと連携したのをできる方法があれば、教えてもらえれば、みんな喜ぶんじゃないかなあと。

○事務局

ありがとうございます。

○会長

ほかに何かございますでしょうか。大丈夫ですか。

○委員

12%の増について、令和12年までは一応利益が出るって、話だったんですけど。

○委員

14年ですね

○委員

14年。いいです。はい。聞き間違いでした、はい。

○会長

一応計画年度の中ではという形じゃないかな。それじゃ、いいですか。ほかに御意見ございませんでしょうか。

それでは、これ以上御意見、御質問はないようですので、水道料金及び下水道使用料の料金改定につきまして、それぞれ採決したいと思いますよろしいですか。

はい。それではですね。まず料金、水道料金の改定につきましてですね。最初ありました【案②】がよいと思う方は挙手をお願いします。

○事務局

【案②】は約10%ですね、【案③】が15%ですね、【案④】が約12%になります。それは下水道も同じになります。

○会長

まず水道料金の改定につきまして、【案②が】よいと思う方は挙手を願います。

なしですね。

【案③】ですね。15%と、良いと思う方の挙手をお願いします。

【案④】12%以上と思う方挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。多数決により、【案④】に決定いたします。いいですか。はい。

○委員

委員長、水道料金と下水道料金は一緒にやってきてるから、もうそっちも④でいいんじゃないですか。

○会長

一応諮問が二つあったもんですからもう一遍、まだ今の水道料金、今度は下水道について同じことを言いますのでお願いします。

次に、下水道使用料の改定につきまして、【案②】10%がよいと思う方は挙手をお願い

いします。

【案③】 15%がよいと思う方挙手をお願いします。

【案④】 12%がいいと思う方挙手をお願いします。

(全員挙手)

多数決により、【案④】に決定しました。

最後に、第4次水俣市水道事業経営方針及び、中長期計画及び水俣市公共下水道事業経営戦略につきまして、案のように改定することを御了承頂けますでしょうか。

(はいの声)

異議なしでしたので、本日採決されました料金と、各委員から頂きました御意見、御提案を合わせて事務局で答申書として取りまとめていただきます。後日、議員の皆さんにお配りしたいと思います。

なお、答申書の内容の確認、修正追加等につきましては、会長、副会長に一任していただくということ形で進めてよろしいでしょうか。

(はいの声)

はい、よろしければ市長へ答申として、提出させていただきます。

それでは、これをもちまして、水俣市上下水道事業審議会を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。

○司会

はい、では皆様本当にお疲れさまでした。これをもちまして、水俣市上下水道事業審議会を閉会いたします。最後に御連絡です。

では、皆様本当に御出席頂きましてありがとうございました。